財團法人 協調會福岡出張所
社團法人 協調會福岡出張所

爭議團體を爭議行爲を所謂爭議團體のである。

八日午後一時より第一回の交渉會を開催天炭所田川、山田、上山田の三鑛業所代表者と會見し要求書を提出したるが其の要點は

一、賃金を大正十二年二月迄に逐次增額の上昭和元年十二月迄に更に一割の增額を爲すこと

二、賃金は毎月一日より十五日迄の間に前月分を全部現金にて支拂ふこと

三、坑内勞働時間は八時間制とすること

四、坑内勞働者の最低賃金は一日一圓八十錢とすること

五、坑内勞働者の最高賃金は一日二圓とすること

六、坑内勞働者の賃金は出來高拂制とすること

七、坑内勞働者の賃金は一日一回以上支拂ふこと

八、坑内勞働者の賃金は一日一回以上支拂ふこと

九、要求事項並に經過

1、現在坑内勞働時間十四時間乃至十五時間を八時間に短縮し最低賃金を二圓とすること、

2、公休日以外の休日には日給全額を支給すること

3、坑内に完全なる人道を作ること

4、完全なる「ヘツトライト」を支給すること

若し中途にて消へ昇坑したる場合は其日の日給全額を支給すること

5、生死を考慮に容れず又は暴力に依りて虐待する現在の坑内係員全員を馘首すること

6、係員以外の者に「マイト」の取扱をなさしめざること

7、「マイト」をかけながら他に仕事をなさしめざること

8、患者を侮辱する瀧本醫師及極度に暴力を用ふる直營合宿の